

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十四号

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第六条第四号」を「第六条第五号」に改める。

第十条及び第十一条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。